

掛川市告示第30号

掛川市日常生活用具費助成事業実施要綱（平成18年掛川市告示第131号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月22日

掛川市長 松井三郎

別表中

頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	障害者	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者で、必要と認められるもの	3年	12,160円
		障害児	次に該当する者で、必要と認められるもの (1) 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児又は知的障害者として判定された者 (2) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者でてんかんの発作等により頻繁に転倒するもの (3) 身体障害者手帳の交付を受けた児童で、身体上の障害（平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害に限る。）を有するもの		

を

頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	障害者	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者で、必要と認められるもの	3年	12,160円
		障害児	次に該当する者で、必要と認められるもの (1) 児童相談所において知的障害児として判定された者 (2) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者でてんかんの発作等により頻繁に転倒するもの (3) 身体障害者手帳の交付を受けた児童で、身体上の障害（平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害に限る。）を有するもの		

に、

人工喉頭	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの又は顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	障害者	音声機能障害者その他本装置により発声が可能になるもの	5年	70,100円
		障害児	音声機能障害児その他本装置により発声が可能になるもの		

を

人工喉頭（笛式・電動式）	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの又は顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	障害者	音声機能障害者その他本装置により発声が可能になるもの	5年	70,100円
		障害児	音声機能障害児その他本装置により発声が可能になるもの		
人工喉頭（埋込型用人工鼻）	気管孔に取り付けることにより発声が可能となるもので、障害者が容易に使用し得るもの	障害者	音声機能障害者その他本装置により発声が可能になるもの（常時埋込型の人工喉頭を使用するものに限る。）	—	月額23,100円
	気管孔に取り付けることにより発声が可能となるもので、障害児が容易に使用し得るもの	障害児	音声機能障害児その他本装置により発声が可能になるもの（常時埋込型の人工喉頭を使用するものに限る。）		

に改める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。